

一定水準講習届出の取扱いで通知

協議会、連合会委託者は「不要」

広島県健康福祉局

ひおり通知しております。
1 届出の内容
当該年度における講習等

「一定水準講習」届出の取扱いで通知

ひおり通知しております。

務課業事グループ電話〇八
二一五二三一三二三二（担
当：森木）

無し)

③修了証の交付（□有り
□無し）

無し)

講習、研修等の内容

△手数料・七千百円（広島
県收入証紙による）

△記載方法・申請書の「備
考」欄には、申請の種別の
該当する項目に○をし、繼
続申請に該当する場合は、
現在所持している身分証明
書の番号を記載する。

△契約書の写し又は使用関係
を証する書類（3）申請者の住
民票（ただし、広島県にお
いて身分証明書の交付を受
けている又は受けたいた者
であって、住所等の変更が
ない者にあっては、不要で
あること。）（4）既存配置販
売業者又は既存配置販売業
者が委託する配置販売業者
に関する団体が実施する講
習、研修会の受講証明書（5）

出されおり、その旨が
記載される場合は、添付書類を省略

の実施計画

2 提出期限
毎年五月三十一日まで

3 届出の様式
(1)既存配置販売業者が自
ら実施する場合

号厚生労働省医薬食品局總
務課長通知（以下「課長通
知」という。）で、この講
習等の標準的方法が示され、
既存配置販売業者等が実施
する講習等については都道
府県薬務主管課に届け出る
こととされています。

4 別紙様式（後記）により
届出してください。

5 受託 □委託
(2)実施体制
①教育、学術等の関係者
及び消費者等の参画（□有
り □無し）

6 別紙様式（後記）により
届出してください。

7 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

8 届出は不要です。

9 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

10 届出は不要です。

11 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

12 届出は不要です。

13 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

14 届出は不要です。

15 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

16 届出は不要です。

17 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

18 届出は不要です。

19 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

20 届出は不要です。

21 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

22 届出は不要です。

23 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

24 届出は不要です。

25 (3)広島県医薬品配置協議
会又は社団法人広島県配置
医薬品連合会へ委託する場
合

26 届出は不要です。

身分証申請時に「受講証明書」添付

（別紙様式）

【〇〇年度講習等実施届】
(1)実施期間：〇〇年四月
一日から〇〇年三月三十一
日まで

（2）実施者：□自ら実施
□受託 □委託

（3）実施体制
①教育、学術等の関係者
及び消費者等の参画（□有
り □無し）

（4）講習、研修等の内容
□無し）

（5）受講者登録
（6）受講登録

（7）受講登録

（8）受講登録

（9）受講登録

（10）受講登録

（11）受講登録

（12）受講登録

（13）受講登録

（14）受講登録

（15）受講登録

（16）受講登録

（17）受講登録

（18）受講登録

（19）受講登録

（20）受講登録

「薬事法」の一部を改正する
法律附則第十二条に規定す
る既存配置販売業者の配置
員の資質向上に係る一定水
準の講習等についてを広島
県医薬品配置協議会（社
団法人広島県医薬品配置医
療品連合会）に委託する場合
を除き、既存配置販売業者
に当該年度における講習等
の実施計画を規定様式によ
り、毎年五月三十一日まで
に提出するよう求めている
(両団体以外の団体等に委
託する場合は委託を受けた
団体の届出でも可)。

また同日付で、既存配置
販売業者のうち広島県医薬
品配置協議会または社
団法人広島県

「薬事法」の一部を改正する
法律附則第十二条に規定す
る既存配置販売業者の配置
員の資質向上に係る一定水
準の講習等についての
「一定水準講習等」
について適切に実施・受講
するよう促すとともに、当
該講習等の届出についての
取扱いを個別に通知。
併せて、既存配置販売業
者の下で従事する配置員の
身分証明書交付申請時に、
添付書類として「講習、研
修会の受講証明書」を求
めることを示した。

（〇広島県健康福祉局長通知
平成21年10月27日
社団法人広島県医薬品配置医
療品連合会長殿
広島県健康福祉局長（〒
七三〇一八五一一広島市中
区基町一〇一五二薬業課）
の届出に関する取り扱いを示
した。広島県医薬品配置医
療品連合会に委託する場合
を除き、既存配置販売業者
に当該年度における講習等
の実施計画を規定様式によ
り、毎年五月三十一日まで
に提出するよう求めている
（両団体以外の団体等に委
託する場合は委託を受けた
団体の届出でも可）。

また同日付で、既存配置
販売業者のうち広島県医薬
品配置協議会または社
団法人広島県

「薬事法」の一部を改正する
法律附則第十二条に規定す
る既存配置販売業者の配置
員の資質向上に係る一定水
準の講習等についての
「一定水準講習等」
についての届出についての
取扱いを個別に通知。
併せて、既存配置販売業
者の下で従事する配置員の
身分証明書交付申請時に、
添付書類として「講習、研
修会の受講証明書」を求
めることを示した。

（〇広島県健康福祉局長通知
平成21年10月27日
社団法人広島県医薬品配置医
療品連合会長殿
広島県健康福祉局長（〒
七三〇一八五一一広島市中
区基町一〇一五二薬業課）
の届出に関する取り扱いを示
した。広島県医薬品配置医
療品連合会に委託する場合
を除き、既存配置販売業者
に当該年度における講習等
の実施計画を規定様式によ
り、毎年五月三十一日まで
に提出するよう求めている
（両団体以外の団体等に委
託する場合は委託を受けた
団体の届出でも可）。

また同日付で、既存配置
販売業者のうち広島県医薬
品配置協議会または社
団法人広島県

「薬事法」の一部を改正する
法律附則第十二条に規定す
る既存配置販売業者の配置
員の資質向上に係る一定水
準の講習等についての
「一定水準講習等」
についての届出についての
取扱いを個別に通知。
併せて、既存配置販売業
者の下で従事する配置員の
身分証明書交付申請時に、
添付書類として「講習、研
修会の受講証明書」を求
めることを示した。

（〇広島県健康福祉局長通知
平成21年10月27日
社団法人広島県医薬品配置医
療品連合会長殿
広島県健康福祉局長（〒
七三〇一八五一一広島市中
区基町一〇一五二薬業課）
の届出に関する取り扱いを示
した。広島県医薬品配置医
療品連合会に委託する場合
を除き、既存配置販売業者
に当該年度における講習等
の実施計画を規定様式によ
り、毎年五月三十一日まで
に提出するよう求めている
（両団体以外の団体等に委
託する場合は委託を受けた
団体の届出でも可）。

また同日付で、既存配置
販売業者のうち広島県医薬
品配置協議会または社
団法人広島県